

花巻市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 令和8年2月19日(木) 午後1時00分
- 2 会議場所 花巻市役所本館3階302、303会議室
- 3 会議日程 別紙次第のとおり
- 4 報告事項 報告第1号 花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
報告第2号 令和7年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
報告第3号 令和7年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
報告第4号 令和7年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 5 審議事項 諮問第1号 花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
諮問第2号 令和8年度花巻市国民健康保険特別会計予算について
- 6 会議に出席した委員は次のとおりである。
被保険者代表委員
委員 神山 まさ子
委員 高橋 好子
委員 金澤 千加子
保険医又は保険薬剤師代表委員
委員 中舘 一郎
委員 小瀬川 玄
委員 多田 建造
委員 坂本 秀樹
公益代表委員
委員 藤本 莞爾
委員 高橋 光雄
委員 中村 良則
委員 長坂 佳江
被用者保険等保険者代表委員
委員 遠藤 栄
- 7 会議を欠席した委員は次のとおりである。
委員 小國 文子
委員 石川 知高
- 8 会議に出席した職員は次のとおりである。
花巻市副市長 松田 英基
福祉部長 菊池 司

財務部市民税課長	佐藤 ひとみ
財務部収納課長	菅原 一憲
健康子ども部健康づくり課長	伊藤 浩
福祉部国保医療課長	藤原 康之
福祉部国保医療課課長補佐	佐藤 庸子
福祉部国保医療課国保係長	川村 牧子

(開会 午後1時00分)

国保医療課長

皆様お揃いになりましたので、これより始めさせていただきます。

委員の皆様には、ご多忙の折、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。国保医療課長の藤原です。進行を務めさせていただきますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

開会に先立ちまして、会議成立のご報告をいたします。

本日は、被保険者代表委員の小國文子委員と 被用者保険等被保険者の石川知高委員から欠席の報告をいただいておりますが、定員14名中12名の委員のご出席をいただいております。花巻市国民健康保険運営協議会規則第4条に定める要件を満たしておりますことから、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、ご発言の際にはマイクをご使用いただくよう、よろしくお願いいたします。それから本日の資料ですけれども、事前に郵便で送らせていただき、ご持参いただくようお願いしておりましたが、今日、資料の方をお忘れにならなっている方はいらっしゃらないでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、ただ今から、花巻市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

次第に沿って進めさせていただきます。

はじめに、松田副市長よりご挨拶を申し上げます。

副市長

副市長の松田でございます。

本来であれば小原市長出席の上、ご挨拶申し上げるべきところでございますけれども、本日はあいにく別公務のため東京の方に出張しておりましたので、代わって私の方から一言ご挨拶をさせていただきます。

本日は、皆様には、大変お忙しいところ、花巻市の国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、皆様には、国民健康保険の運営のみならず、広く市政に対しまして、ご理解とご支援をいただいておりますことを、改めて感謝申し上げます。

皆さまご存じのとおり、花巻市の国民健康保険の被保険者数は、減少の傾向にございますが、一方、1人当たりの医療費は、高齢化の進展や医療技術の高度化など様々な要因によって増加傾向にあります。

このような状況の中、昨年度、令和11年度までの国保財政の見通しを立てさせていただいたところ、令和7年度には国保の財政調整基金が枯渇することが見込まれたことから、今年度から国民健康保険税の税率について見直しを進めているところでございます。

税率の見直しに当たっては、急激な負担増とならないよう、令和7年度から令和11年度までの

の5年間で、段階的に見直すこととしたところでありまして、このことにつきましては、昨年度、委員の皆様にご意見をお伺いし、ご了解をいただいて進めているところでございます。

そういった中で、令和8年度は、深刻化する少子化対策のため、全世代で子育て世帯を支えるという新しい仕組みとして「子ども・子育て支援金制度」が創設されるということになってございます。詳しくは後ほど事務局の方からも説明がございますけれども、この支援金は、医療保険に加入するすべての方に、保険料とあわせて納めていただくもので、従来の国民健康保険税に合わせて、令和8年度からは「子ども・子育て支援金」を被保険者から徴収し、県を通じて国に納付するという仕組みとなることになってございます。

本日審議いただきます「条例改正案」そして「令和8年度当初予算案」は、花巻市の国保財政の見通しを再検証し、さらに、ただ今申し上げました新しく創設された「子ども・子育て支援金制度」への対応を反映した内容となっております。

国民健康保険は、市民にとって身近な保険でありまして、市民の健康を守る上で重要な役割を担っております。本日、ご審議いただきますのは、そのための条例の改正案と予算でありますので、忌憚のない意見を頂戴したいと存じます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

国保医療課長

それでは、松田副市長より諮問を行います。

(副市長から会長へ諮問書手交)

国保医療課長

ここで花巻市国民健康保険運営協議会藤本会長からご挨拶をお願いします。

会長（藤本莞爾委員）

それでは、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より、当協議会の円滑な運営へのご協力に対しまして、心より御礼を申し上げます。

ただいま副市長から「花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」と「令和8年度花巻市国民健康保険特別会計予算」について諮問を受けたところであります。

令和8年度から、「子ども・子育て支援金制度」が開始されます。この制度は、深刻化する少子化対策のため全世代が子育て世帯を支える新しい仕組みとして、国民健康保険だけでなく、社会保険や後期高齢者医療制度など、保険に加入するすべての方が、保険料と合わせて納めていただくものとなります。

本日、審議いたします「条例改正」と「令和8年度予算」は、花巻市がこの新しい制度に対応するための内容とのことです。

限られた時間ではございますが、皆様から忌憚のないご意見を頂戴するとともに、審議がスムーズに進みますようご協力をお願いして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

国保医療課長

ありがとうございました。

ここで、副市長は別の用務がございますので、退席させていただきます。

(副市長退席)

国保医療課長

それでは、議事に入らせていただきます。

会議の議長は、花巻市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定により会長が当たることとなっておりますので、藤本会長、よろしく願いいたします。

会長（藤本莞爾委員）

それでは、私のほうから議事を進めさせていただきます。

最初に、本日の会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、小瀬川玄委員と長坂佳江委員にお願いします。

それでは、初めに報告に入ります。

報告第1号「花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」 から
報告第4号「令和7年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」
まで、一括して当局より報告願います。

(市民税課長、挙手)

会長（藤本莞爾委員）

市民税課長。

市民税課長

それでは、報告第1号「花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」をご説明申し上げます。

資料に基づき報告第1号の内容について説明

国保医療課長

続きまして、報告第2号「令和7年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」をご説明申し上げます。

資料に基づき報告第2号の内容について説明

次に、報告第3号「令和7年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」をご説明申し上げます。

資料に基づき報告第3号の内容について説明

続きまして、報告第4号「令和7年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」をご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、今月末から開催されます、令和7年第1回花巻市議会定例会に、議案上程するものでございます。内容につきましては、年度末が近づいてきましたことから、決算見込みにより予算整理するもの、また過年度分の負担金等について、実績が確定したことに伴う精算に対応するものといった、政策判断を伴わないものとなっております。これまでも、政策判断を伴わないものは、審議事項ではなく報告事項として整理させていただくこととしておりましたので、本補正予算につきましても報告事項として整理させていただいておりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

資料に基づき報告第4号の内容について説明

報告事項の説明は、以上となります。

会長（藤本莞爾委員）

ありがとうございました。当局から説明をいただきました。
委員の皆様からご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

会長（藤本莞爾委員）

それでは、質問、意見が無いようですので、報告第1号から報告第4号については、以上で終わります。

続きまして、審議に入ります。

諮問第1号「花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」及び諮問第2号「令和8年度 花巻市国民健康保険特別会計予算について」は関連がありますので、一括議題といたします。当局からの説明を求めます。

（福祉部長、挙手）

会長（藤本莞爾委員）

福祉部長。

福祉部長

それでは、「諮問第1号花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」と「諮問第2号令和8年度花巻市国民健康保険特別会計予算について」をご説明いたします。

資料に基づき諮問第1号及び第2号の内容について説明

以上、諮問第1号と諮問第2号について一括でご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご答申を賜りますようお願い申し上げます。

会長（藤本莞爾委員）

ありがとうございました。当局から説明をいただきました。
委員の皆様から、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

（多田委員、挙手）

会長（藤本莞爾委員）

はい、多田委員。

多田建造委員

歯科医師会の多田です。

今回の大きい目玉っていうのは、この新しく制定された「子ども・子育て支援金」の部分だと思うんですけど、勉強不足ですみません、これは保険料に上乗せして国民、市民全員から徴収するという事なんですね。

（国保医療課長、挙手）

会長（藤本莞爾委員）

国保医療課長。

国保医療課長

お答えいたします。

多田委員がおっしゃいました「子ども・子育て支援金」は、花巻市の国民健康保険に加入している方だけではなく、全国の国民健康保険もですし後期高齢者であったり、社会保険、そういった医療保険に加入している皆さんから、医療保険料とあわせて徴収するという事になっております。

多田建造委員

それを子育てのほうに利用するという事なのですか。

国保医療課長

保険料と一緒に納めていただきまして、最終的に国の方に納めなくてはならないということになりますので、花巻市の国民健康保険の場合は、一旦岩手県に納めて、そこから岩手県が県内の全市町村の分を国に納めて、国は徴収した額を使って子育て支援の事業に使うということになっています。

多田建造委員

わかりました。

会長（藤本莞爾委員）

そのほかにありませんか。

(遠藤委員、挙手)

会長（藤本莞爾委員）

はい、遠藤委員。

遠藤栄委員

同じく子育て支援金のことについてですが、社会保険、被用者保険の方でも来年度から徴収されるということになります。加入者の皆さんから集めたお金を国の方に納めるという流れなんですけれども、国の方の説明では、負担は変わりませんよと、いわゆる国民の皆さんから徴収しますけれども、社会保険料総額の負担では変わりませんよという説明があります。私達も加入者の皆さんに説明するのに非常に苦労しているのですけれども、国保の関係では住民の皆さんに、どのようにしてわかりやすく説明しているのか、参考までにお聞きしたいです。

(国保医療課長、挙手)

会長（藤本莞爾委員）

国保医療課長。

国保医療課長

遠藤委員のおっしゃったとおり、国の説明では、実際、保険料に上乗せしますが、国の方では歳入歳出改革をしまして、実質的な負担はないような仕組みにするという話をしておりませんが、現状としましては保険料に上乗せしますので、負担感を感じるのではないかなというところは私達も心配しているところであります。

説明につきましては国の方から、こういったチラシを配ってくださいというリーフレットは用意されておりましたので、それを使いながら広報やホームページで丁寧に周知してまいりたいと思っております。

遠藤栄委員

わかりました。

会長（藤本莞爾委員）

そのほかにありませんか。

(小瀬川委員、挙手)

会長（藤本莞爾委員）

はい、小瀬川委員。

小瀬川玄委員

医師会の小瀬川です。この緑の表紙のついた資料（「令和8年度花巻市国民健康保険税の税率改

正について」)の5ページですが、最新の財政見通しの歳入の分で、県支出金というのが令和6年度から令和11年度まで年々徐々に減ってきたんですが、これっていうのは年々減っていくものでしょうか。

(国保医療課長、挙手)

会長（藤本莞爾委員）

国保医療課長。

国保医療課長

県支出金は、県から入ってくるお金なんですけれども、これは歳出の保険給付費と連動しているのですが、この保険給付費の部分が県の方からお金が入ってくるということになります。被保険者の数が減ってますので、保険給付費が年々、総額的に減っております。そこに入ってくる歳入という部分も同じように減っていくということになります。

小瀬川玄委員

歳出の納付金に関しては増えたり減ったりっていう感じですが、収入の方は、減り続けているので、歳入が少なくなるのかなという感じなんです。

国保医療課長

歳入の県支出金は年々減っていきますが、これは、出ていく部分、歳出の保険給付費が減っておりますので、同じように年々減っていくということになります。入ってくるお金も減るんですけども、出ていくお金も減っていくというふうになっております。

会長（藤本莞爾委員）

よろしいですか。そのほかにありませんか。

(中村委員、挙手)

会長（藤本莞爾委員）

はい、中村委員。

中村良則委員

意見というより、ちょっと教えて欲しいんですけども。結局、岩手県全体の国保の会計を最終的には一元化するから、それは令和11年度に完成すると。それに合わせて、市の方でも調整しなきゃいけないと。なおかつ子ども・子育て等々の支援というのものもあるし、1人当たりの医療費も膨らんでるから、全体で総額がいくら足りない。今ある花巻市の基金が3億ほどあって、それでも足りないから、一般会計予算から4億出してもらって、7億円ほど確保したと。これを5年間で使い切ると、そういう予算ですよ。

その後はどうなるんです。

要するに、会計全体はこれから県が管理する形になるでしょうから、県の方が年度予算の総額や

使い方を提示する形になって、花巻市もそれに合わせるしかないというふうに思うのですけれども、その時、将来的には、県はもう基金には積み立てないという方針を出してるようだから、花巻市も積み立てないという考え方でいくということなんですか。

あるいはひょっとしたら、花巻市だけちょっとお金足りなかったり、お金が増えたりする時もあるでしょうから、へそくりみたいなものは作っておいた方がいいんじゃないかというふうに思うんですけどね。

そういうことはできない仕組みなんではないでしょうか。その辺を教えていただければと思います。

(国保医療課長、挙手)

会長（藤本莞爾委員）

国保医療課長。

国保医療課長

こちらの緑の資料（「令和8年度花巻市国民健康保険税の税率改正について」）の20ページをご覧くださいと思います。

保険料水準統一のステップ1とステップ2というのがございます。今、岩手県の国民健康保険は市町村単位から岩手県の都道府県単位になりましたということなんですけれども、最終的にはステップ2ということで完全統一され、花巻市だけじゃなくて33市町村が同じ税率になるというようになります。ですので、これはこれから議論していかなきゃならないことにはなるんですけども、へそくりは用意しても、逆にそれを使う術がないということになるかと思います。要は貯金をしてもみんな税率が同じでしたので、その貯金を使って税率を下げたりということが、これからできなくなるということになりますので、私どもとしましては基本的には、まず11年度までには基金がゼロになるような仕組みで今進めているところです。それ以降に貯金をするよう引き上げていくというのは逆に使い道がなくなるので、そういうことはまだ想定していないというところになります。ただし、この完全統一というのが、どのように進められていくかというのは、本格的に議論するのは来年度からになっておりましたので、そういった県と県内市町村で来年度から本格的に議論を進めますので、そういった中で、他の市町村もどのように基金を扱っていくのかということをお聞きしながら、花巻市でもどのようにしていくかを考えていきたいと思っております。

中村良則委員

それでもう一つ、これも本当参考までにですけれども、結局各市町村の現行の国保税の水準は、高いところと低いところがあると思うのですが、だから結局、県内各市町村みんな同じ税率に均すってというのが方針だと思うのですが、花巻市はその引き上げ額は県全体から見れば高い方になるんでしょうか、それとも平均的なのか、あんまり変わらないのか、参考までに教えていただければと思います。

(国保医療課長、挙手)

会長（藤本莞爾委員）

国保医療課長。

国保医療課長

お答えします。

今現在は、県内ではかなり低い水準に位置してるんですけども、これが5年間かけて税額を上昇させていきたいと思いますというふうにしてますので、これが最終的に5年後、他市町村の税額がどのようになるかというのがわからないところはあるんですけども、やっぱり、今、最下位にいるところからは上位に上がってくるのではないかと思います。

ただ、その完全統一、花巻市、岩手県内全体の率税率が統一された場合と、今段階的に上げているものが統一された場合とはどのように差があるかっていうのは、完全統一された場合の税額っていうのがまだ見えないというところもありましたので、高くなるのか低くなるのかは、私どもは、まだお答えできないというところになります。

(中村委員、挙手)

会長（藤本莞爾委員）

はい、中村委員、どうぞ。

中村良則委員

そうだろうというふうには思うんですけども、将来的なことは考えてもわからないからあんまり考えても意味ないっていうふうにするんですけども、逆に何かあるかわかりませんのでね、やっぱり、県全体で医療を保障していくということはとてもわかることなんだけれども、花巻市には花巻市の独自性もあるわけでしょうから、やっぱり、いざという時に使えるお金っていうのは何かの名目で確保しておいた方がいいんじゃないか、あるいはできるものであれば、そういう形はちょっと考えた方がいいんじゃないかという気がしないでもないんですけどね。最終的には県に取られるんだから、貯めたって無駄なんだってそういう話だというふうにするんですけども。だから健康保険とまた別の形で何か花巻市の市民の健康に寄与するような、あるいは、いざという時に使えるような基金みたいなものを、また別の形で確保できないものでしょうか、あるいは、そういうふうな考え方はないものかどうかということをお聞きしたいというふうに思います。

(国保医療課長、挙手)

会長（藤本莞爾委員）

国保医療課長。

国保医療課長

将来のこともありますが、先ずのところは、税額をあげないといけないということがありますので、限りある基金を使いながら、5年間被保険者の方にはご負担を強いる形になりますので、基金をなるべく目一杯使いながら、負担緩和を図りながら上げていくとかいうのが先ずは大前提かなと思っています。その上で収支の取れる税額を目標としているというお話を先ほどさせていただきましたけれども、収支が取れた段階で、今度は逆に基金を蓄えていくというふうな形になるのかと思います。それが必要なかどうかというところをまた今後検討していくことになるかと思います。

会長（藤本莞爾委員）

その他ありませんか。

質問、意見が無いようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。諮問第1号「花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」及び諮問第2号「令和8年度 花巻市国民健康保険特別会計予算について」は、諮問のとおり答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

会長（藤本莞爾委員）

異議なしと認め、諮問第1号及び第2号は諮問のとおり答申することに決しました。

次に、その他の事項につきまして、事務局からお願いいたします。

（国保医療課長、挙手）

会長（藤本莞爾委員）

国保医療課長。

国保医療課長

1点、事務連絡をさせていただきます、

本日、委員の皆様に参加図書2冊と資料1つをお配りしております。

国民健康保険中央会が発行する「国保のすがた」と国保連が発行している「岩手の保健」という冊子、資料は「花巻市の国保」ですが、こちらは、当市の国民健康保険の状況を取りまとめたものでございます。お時間のある時に、参考にご覧いただければと思います。

私からは以上となりますが、委員の皆様から何かあればお願いしたいと存じます

会長（藤本莞爾委員）

委員の皆様からは何かございますか。

（「なし」の声あり）

会長（藤本莞爾委員）

無いようですので、これもちまして議長の務めを終わらせていただきます。皆様のご協力に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

国保医療課長

それでは、以上もちまして、本日の花巻市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

誠にありがとうございました。

（閉会 午後2時18分）